

平成30年度（2018年度）活動方針

日本弁護士政治連盟（弁政連）は、日本弁護士連合会（日弁連）、弁護士会連合会及び弁護士会の政策実現を支援するために、自らを「法の担い手」である弁護士と「法の作り手」である政治（国会、地方議会）とのかけ橋として位置付け、以下の方針の下で活動します。

1 日本弁護士連合会、弁護士会連合会及び弁護士会との連携を強め、政党、国会議員、地方議会議員及び自治体首長等に対する組織的な要請活動を行います。

民事・刑事・司法基盤整備を含む改革諸課題、法曹養成制度の改革、震災復興等日弁連が実現を目指し対応を迫られる重要政策課題や行政連携について、日弁連等との連携を密にし、政党、国会議員、地方議会議員、自治体首長等に対する弁政連本部及び各支部における組織的な要請活動を行います。

2 司法制度の利用者である国民の視点に立って、弁護士の活動領域の拡大・確保に努めます。

司法制度の利用者である国民の視点に立って、司法基盤の整備を図り、行政連携の強化、弁護士の国際的活動展開への支援など弁護士の活動領域の拡大並びに司法予算の拡充に努めます。同時に、国民の権利・利益を適正に擁護するという観点から、他の職種 of 法律事務領域への権限拡大運動に対しては、日弁連とも緊密に連携して、適切な対応に努めます。

3 政治・行政の場での弁護士の様々な活動を推進します。

弁護士の活動の場として政治・行政が注目されています。国会議員・地方議会議員への弁護士の立候補や立候補に向けた育成の支援、弁護士が、政策秘書、政府機関・自治体における任期付ないし非常勤職員、「法務」区分総合職等として活動するための支援、包括外部監査人・監査委員・審理員への就任促進等、弁護士のこれら政治・行政の場における活動を推進するため、様々な場と機会を利用して働きかけ、これを支援します。

4 支部未設置地域を解消し、支部活動の一層の充実強化を図ります。

全国各地域における支部の存在とその充実した活動こそが、弁政連活動の源泉であり推進力でもあります。弁政連は、本年度中の支部未設置地域解消の実現を目指すとともに、各支部の活動のより一層の強化を図ります。

5 会員拡大を推進し、議員等との交流をより活発にして、内外共に、より存在感のある組織とします。

様々な機会に弁政連の存在をアピールし、その意義を理解していただくとともに、会員が参加できる企画を実行することによって、会員数の拡大を図ります。また、若手議員との交流や各支部での弁護士の活動領域拡大にもつながるような活動によって、弁政連の組織と活動を若手会員にとっても魅力のあるものとするよう努めます。

6 国政選挙に際し、実績に基づく適正な選考による推薦活動を行います。

国政選挙においては、日弁連等と連携した組織的要請活動をより効果的なものとするため、全国各支部からの意見等も踏まえつつ、所属政党にとらわれず、実績に基づいた適正な推薦活動を行います。

7 広報活動を充実させます。

広報活動は、組織の存在感を高め、透明性を与え、信頼度を増すために重要です。「弁政連ニュース」や、ホームページ等の広報媒体をより充実させることにより、活発な広報活動を展開します。

以上